

議案第 8 号

調布市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 3 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

生産緑地地区に定めることができる区域の規模を定めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定により、調布市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めるものとする。

(規模)

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模は、300平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。